

# 企業誘致奨励制度のご案内

富津市では、産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的として、市外から新たに本市に工場等を新設する企業に対し、奨励金を交付します。

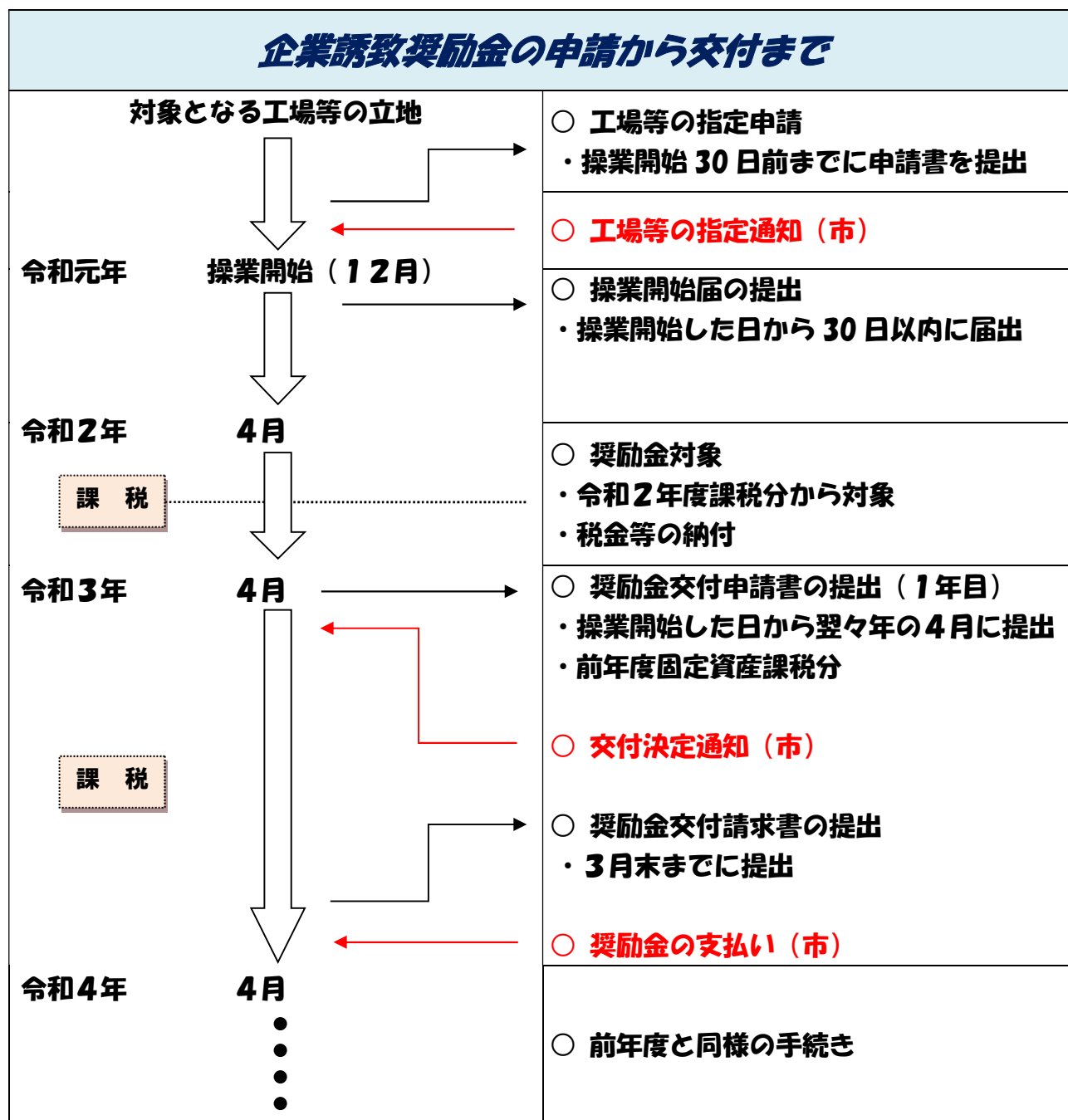
## ○ 奨励金制度の概要

対象企業	◆ 製造及び加工に係る事業並びにこれらの事業に関連する流通、試験、研究等を営むための施設を新設する企業
奨励措置	◆ 固定資産税の収納額に相当する額の範囲内における奨励金を交付
交付期間	◆ 3年間
交付時期	◆ 奨励措置の対象となる年度の翌年度に交付
要件	◆ 投下固定資産額が1億円以上 ◆ 常時使用する従業員が10人以上 ◆ 環境の保全について適切な措置が講じられていること ◆ 税金等の滞納がないこと 等
根拠例規	◆ 富津市企業誘致条例及び同施行規則



富津市おもてなしキャラクター  
ふつつん

○ 奨励金交付までのフローチャート



※ 令和元年12月に操業開始した場合に1回目の奨励金の交付を受けるまでの手順を示したものです。2年目以降も毎年申請が必要です。

**【お問い合わせ先】**  
 富津市 建設経済部 商工観光課 商工観光係  
 TEL 0439-80-1287  
 〒293-8506  
 千葉県富津市下飯野2443番地